



生活衛生関係事業者の皆様へ 2024

生活衛生同業組合加入のご案内

- 飲食業、理容・美容業、クリーニング業、ホテル旅館業など日常生活に欠かすことのできない業種の営業を、「生活衛生関係営業の運営の適正化および振興に関する法律（生衛法）」という法律で、生活衛生関係営業と呼ばれています。
- 生活衛生関係営業の特徴として、比較的小資本でも開業できる家族経営や従業員が少数の小規模企業が多く、開業には需要が伸びている分野を中心に新規参入する結果、過当競争となる傾向がみられます。
- そのため、開業後には様々なメリットがある生活衛生同業組合に加入して組合、生活衛生営業指導センターや日本政策金融公庫などのサポートを受けることをおすすめしています。
- 道内では「生衛法」に基づく11の組合が活動しています。組合加入のメリットを参考にして皆さまに最適な組合を選んで加入しましょう。

公益財団法人 北海道生活衛生営業指導センター